

調査票情報のリモートアクセス型オンサイト利用に係る試行時の施設基準（案）

平成 28 年〇月〇日

独立行政法人統計センター

調査票情報のリモートアクセス型オンサイト利用に係る施設（以下「オンサイト施設」という。）の設置基準は、下記のとおりとする。なお、本基準は技術革新、その他社会情勢の変化を受け、見直すことがある。

記

1 運営・管理体制について

- ① オンサイト施設管理運用窓口を置いていること。
- ② オンサイト施設を管理する施設管理者を置いていること。

2 運営施設について

- ① 調査票情報のリモートアクセス型オンサイト利用に供するため、施設管理者、及び施設内でリモートアクセスに用いるパーソナルコンピュータ（以下「利用者PC」という。）の利用を認められた者（以下「施設利用者」という。）以外の立入りを制限し、機密情報を安全に利用できるオンサイト施設が整備されていること。
- ② 情報安全利用施設への入退室に際し、氏名、所属、日付、時刻の記録を行う措置が講じられていること。
- ③ 施設利用者に対し、これを外見上判断できるよう、施設利用許可証を付与すること。
- ④ 利用者PCの設置に際して、利用者PCごとにパーティションで区切るなどの措置が講じられていること。
- ⑤ 統計センターにて指定された回線（SINET）により、利用者PCから中央データ管理施設へのリモートアクセス可能な、外部ネットワークが構築されていること。
- ⑥ 利用者PC、並びに機器等について、定期的にメンテナンスを行い、正常な状態を維持する体制が整えられていること。
- ⑦ インターネットにアクセス可能なパーソナルコンピュータの設置を行う場合は、大学のセキュリティポリシー等に準拠したものであれば設置可能とし、利用規約等を定め、利用者PCから離れた場所に設置すること。
- ⑧ オンサイト施設に必要な機器等については、統計センターが提示する「オンサイト施設に必要な機器等の基本仕様」に基づくものとする。

3 利用者PC

- ① 利用者PCは、シンクライアント端末であること。
- ② 利用者PCは、情報安全利用施設内に設置すること。
- ③ 利用者PCごとに該当のリモートアクセス用USBをもちいない限り、利用不可能な措置が講じられていること。
- ④ 識別及び主体認証対策（ID、パスワードの設定等）により、施設管理者及び施設利用者以外の利用を制限する措置が講じられていること。
- ⑤ スクリーンロックの設定により、第三者による調査票情報の閲覧を防止する措置が講じられていること。
- ⑥ コンピュータウイルス対策、セキュリティホール対策、その他調査票情報の改ざん、漏洩等を防止するために必要な措置が講じられていること
- ⑦ CD-R、USBメモリ等の電磁的記録媒体の接続、無線接続機能等の無効化、その他調査票情報の不正な持出しを防止する措置が講じられていること。
- ⑧ 利用者PC及びリモートアクセス用USBの盗難、第三者による外部への持出しを防止する措置が講じられていること。
- ⑨ インターネットなどの外部ネットワークに接続させない措置が講じられていること。
- ⑩ 調査票情報及び中間生成物等の外部への漏洩を防止するための措置を講じていること。

4 施設利用者への規制及び監視措置について

- ① パーソナルコンピュータ、カメラ、レコーダ等の記録機器類、無線LAN端末、携帯電話等の通信機器類、その他施設利用者による情報安全利用施設内の持込みは一時預かり等を行い、その使用を規制する措置が講じられていること。
- ② 運用管理施設と接続するネットワークカメラを設置し、情報安全利用施設内での施設利用者の行動を監視できる措置が講じられていること。

5 報告・申請・検査措置について

- ① オンサイト施設での利用状況を定期的に統計センターへ報告をすること。
また、統計センターから利用状況等の報告の指示があった場合は、オンサイト施設管理者は、速やかにその報告を行うこと。
- ② オンサイト施設開設時に申請した、施設管理者、利用者PC、その他の機器等の構成及び配置について変更を行う場合には、変更内容を統計センターに申請するものとする。
- ③ オンサイト施設は、定期的に統計センターの検査を受けられる体制をとること。また、施設の開設若しくは設備等の変更を行った場合も同様とする。